

## 滋賀県スポーツ協会指定管理施設の一部開館について

新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、指定管理施設を休館しておりましたが、下記の対象施設においては、感染症予防対策を講じたうえで、開館することとしましたので、お知らせいたします。

ご利用の皆様には引き続きご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 対象施設

- ・彦根総合運動場野球場（屋内施設を除く。）※
- ・琵琶湖漕艇場（艇の貸出、屋内施設を除く。）※
- ・長浜バイオ大学ドーム（屋外テニスコート、屋外グラウンドに限る。）
- ・柳が崎ヨットハーバー

### 2 開館時期

- ・ 令和2年5月18日（月）

月曜日が休館の施設（「※」印の施設）は、5月19日（火）からの開館となります。

### 3 主な感染症予防対策

#### （1）利用にあたって

- ・施設内に手指消毒用アルコールを設置していますので、必ず消毒してください。
- ・発熱・咳などの症状のある方はご来館をお控えください。
- ・利用中は、密集・密接にならないようご注意ください。
- ・当分の間、県外からのご来館はお控えください。

#### （2）施設職員について

- ・施設職員はマスクを着用し、手洗い、うがいを徹底します。
- ・毎日、体温の測定を行い、発熱や咳などの症状のある職員は業務を行いません。

#### （3）施設設備について

- ・施設の定期的な換気や消毒を実施します。
- ・受付カウンターには、透明ビニールカーテン等の感染防止対策を行います。
- ・更衣室、シャワー室等の屋内施設の使用を停止します。

### 4 その他

- ・上記の対象施設以外の当協会指定管理施設については、引き続き休館します。
- ・各施設が実施している自主事業については、引き続き実施を見送ります。
- ・感染症予防対策は、今後の状況に応じて変更する場合があります。
- ・県内の感染症拡大の状況等に応じて再度休館する場合があります。

## 5 各施設の一部開館・休館状況

施設	設備	一部開館および休館状況	休館等の期間
スポーツ会館	測定室	休館中	当面の間
	アリーナ		
	トレーニング室		
	会議室		
	宿泊室		
彦根球場	野球場	感染症予防対策を講じたうえで利用可能	5月19日から利用可能
	会議室	利用停止	当面の間
	屋内練習場		
体育館	本館アリーナ	休館中	当面の間
	別館アリーナ		
	会議室		
武道館	剣道場	休館中	当面の間
	柔道場		
	弓道場		
	相撲場		
	会議室		
琵琶湖漕艇場	艇庫	感染症予防対策を講じたうえで利用可能	5月19日から利用可能
	艇	利用停止	当面の間
	会議室		
長浜ドーム	屋内グラウンド	利用停止	当面の間
	屋外グラウンド	感染症予防対策を講じたうえで利用可能	5月18日から利用可能
	トレーニング室	利用停止	当面の間
	練習室		
	会議室		
	屋外テニスコート	感染症予防対策を講じたうえで利用可能	5月18日から利用可能
栗東体育館	アリーナ	休館中	当面の間
	トレーニング室		
	会議室		
柳が崎ヨットハーバー	艇庫	感染症予防対策を講じたうえで利用可能	5月18日から利用可能
アイスアリーナ	アイススケート場 (一般滑走)	休館中	当面の間
	アイススケート場 (貸切使用)		
	会議室		

※5月17日までは全施設休館中です。